

大阪市健康福祉局要綱第172号  
平成13年10月1日  
平成19年4月1日  
平成24年4月1日

## 大阪市介護保険給付制限実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第66条から第69条に規定する保険給付の制限を円滑に実施するために、大阪市介護保険条例施行規則(平成12年大阪市規則第63号。以下「市規則」という。)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法及び市規則の例による。

### (支払方法変更手続)

第3条 市長は、認定日において納期限から1年以上経過している介護保険料が存在する可能性がある第1号被保険者が認定申請を行った際には、法第66条1項の措置を予告する旨の介護保険支払方法変更予告通知書(第1号様式)を送付するものとする。ただし、法及び政令で定めるこの措置の適用除外者については、この限りでない。

- 2 介護保険支払方法変更予告通知書を受けた第1号被保険者は、同書を受領してから原則として14日以内に弁明書(第2号様式、尚裏面の公費負担医療については介護保険法66条の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付を受けられるものとする)を市長に提出することによって、支払方法変更の免除を申請することができる。その際には、証拠書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、弁明書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、弁明が適切であると認めるときには、弁明書審査結果通知書(第3号様式)により、支払方法変更を行わない旨を通知しなければならない。

- 4 市長は、介護保険支払方法変更予告通知書に記載されている期限までに弁明書の提出がなかったときは、第1号被保険者が弁明の機会を放棄したものとみなすことができる。
- 5 市長は、法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載の決定をしたときは、介護保険支払方法変更通知書（第4号様式）によりその旨を被保険者に通知する。
- 6 第1号被保険者は、弁明書の提出期限の経過後又は支払方法変更がなされた後にこの措置の対象外であることを知ったときは、介護保険支払方法変更免除申請書（第5号様式）を提出することによって、支払方法変更の免除を申請することができる。
- 7 市長は、前項の申請を受けその申請が適切であると認めたときは、介護保険支払方法変更免除通知書（第6号様式）により、第1号被保険者に対して支払方法変更を取り消す旨を通知しなければならない。この際に、被保険者証の提出を求めることができる。
- 8 市長は、第6項の申請を受け、その申請が適切でないことを認めたときは、介護保険支払方法変更免除申請却下通知書（第7号様式）により、支払方法変更の免除をしない旨を第1号被保険者に対して通知しなければならない。

（保険給付額から滞納保険料の控除手続）

第4条 市長は、法第67条第1項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止の決定をしたときは、介護保険支払一時差止通知書（第8号様式）によりその旨を被保険者に通知する。

- 2 市長は、介護保険料の納期限から1年6ヵ月以上を経過している第1号被保険者に対して法第67条第3項の措置（一時差止となっている保険給付額から滞納保険料の控除）を行った際には、介護保険滞納保険料控除通知書（第9号様式）を送付しなければならない。

（第2号被保険者が認定を受けたときの医療保険者に対する通知）

第5条 市長は、法第68条第5項に基づき、第2号被保険者が要介護又は要支援の認定の申請をした際には、医療保険者に対して、介護保険要介護認定等申請受理通知書（第10号様式）を送付することによって医療保険料等に関

する情報提供を求めることができる。

(第2号被保険者に対する支払方法変更及び一時差止手続)

第6条 市長は、認定日において納期限から1年以上経過している医療保険料等が存在する可能性がある第2号被保険者に対して、医療保険者から介護保険支払方法変更及び支払一時差止依頼書(第11号様式)の送付があった場合は、法第68条第1項の措置を予告する旨の介護保険支払方法変更及び介護保険支払方法変更及び支払一時差止予告通知書(第12号様式)による通知書を送付しなければならない。ただし、法及び政令で定めるこの措置の適用除外者については、この限りでない。

- 2 介護保険支払方法変更及び支払一時差止予告通知書を受けた第2号被保険者は、同書を受領してから原則として14日以内に弁明書(第13号様式)を市長に提出することによって、支払方法変更及び支払一時差止の免除を申請することができる。その際には、証拠書類を添付しなければならない。
- 3 市長は、弁明書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、弁明が適切であると認めたときには、弁明書審査結果通知書(第14号様式)により、支払方法変更及び支払一時差止を行わない旨を通知しなければならない。
- 4 市長は、介護保険支払方法変更及び支払一時差止予告通知書に記載されている期限までに弁明書の提出がなかったときは、第2号被保険者が弁明の機会を放棄したものとみなすことができる。
- 5 市長は、法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載の決定をしたときは、介護保険支払方法変更及び支払一時差止通知書(第15号様式)によりその旨を被保険者に通知する。
- 6 第2号被保険者は、弁明書の提出期限の経過後又は支払方法変更及び支払一時差止がなされた後にこの措置の対象外であることを知ったときは、介護保険支払方法変更及び支払一時差止免除申請書(第16号様式)を提出することによって、支払方法変更及び支払一時差止の免除を申請することができる。
- 7 市長は、前項の申請を受けその申請が適切であると認めたときは介護保険支払方法変更及び支払一時差止免除通知書(第17号様式)、により、第2号

被保険者に対して支払方法変更及び支払一時差止を取り消す旨を通知しなければならない。この際に、被保険者証の提出を求めることができる。

8 市長は、第6項の申請を受けその申請が適切でないと認めたときは、介護保険支払方法変更及び支払一時差止免除申請却下通知書（第18号様式）により、支払方法変更及び支払一時差止の免除をしない旨を第2号被保険者に対して通知しなければならない。

9 市長は、医療保険者から介護保険支払方法変更及び支払一時差止終了依頼書（第19号様式）を受領したときは、第2号被保険者に対し、介護保険被保険者証の提出を求めるものとする。

（給付額減額等手続）

第7条 市長は、法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載の決定をしたときは、介護保険給付額減額等通知書（第20号様式）によりその旨を被保険者に通知する。

2 法第69条第1項に規定する給付額減額等がなされた第1号被保険者は、この措置がなされた後にこの措置の対象外であることを知ったときは、介護保険給付額減額等免除申請書（第21号様式）を提出することによって、給付額減額等の免除を申請することができる。

3 市長は、前項の申請を受けその申請が適切であると認めたときは、介護保険給付額減額等免除通知書（第22号様式）により、第1号被保険者に対して給付額減額等を取り消す旨を通知しなければならない。この際に、保険者証の提出を求めることができる。

4 市長は、第1項の申請を受けその申請が適切でないと認めたときは、介護保険給付額減額等免除申請却下通知書（第23号様式）により、給付額減額等の免除をしない旨を第1号被保険者に対して通知しなければならない。

（その他）

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。